

処遇改善加算（I）取得に関する 職員周知について

令和2年度処遇改善加算（I）の取得に関して、介護保険事業に係わる介護職員の賃金改善計画について次のとおり周知します。

①処遇改善手当として、常勤の介護福祉士所持者のうち夜勤可能者には月額12,000～15,000円、夜勤不能者には月額10,000～13,000円、常勤の2級ヘルパー相当所持者のうち夜勤可能者には月額10,000～13,000円、夜勤不能者には月額8,000～11,000円、無資格者の夜勤可能者及び非常勤の介護福祉士には月額7,000～10,000円、無資格者の夜勤不能者及び非常勤の2級ヘルパーには月額5,000～8,000円、無資格者の非常勤には月額3,000～6,000円を支給する。
年間総額 18,172,450円

②基本給について、加算取得前からの定期昇給額として、合計 24,922,400円

③定期昇給等の賞与増額分として、合計 3,108,000円

④年度末に一時金として、正職員介護職員には25,000円、準職員介護職員のうち介護福祉士所持で夜勤可能者には125,000円、夜勤不能者には25,000円、ヘルパー2級相当所持者で夜勤可能者には50,000円、夜勤不能者には12,500円、無資格者で夜勤可能者には25,000円、夜勤不能者には12,500円、非常勤職員には12,500円を支給する。合計 6,246,958円

①～④の改善により、年間合計 60,841,777円増額（法定福利費含む）÷120.7人÷12ヵ月=42,006円。一人当たり月額平均 42,006円の賃金改善見込となり、交付金見込額 57,613,932円を 3,227,845円上回る計算になります。なお、稼働実績と連動して改善内容の変更がありえますので、ご了承ください。

令和 2年 4月10日
社会福祉法人 刀圭会

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ） 及び

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 （Ⅰ・Ⅱ）取得に関する職員周知について

標記加算の取得に関して、介護保険事業及び障害福祉事業に係わる職員の賃金改善計画について次のとおり周知します。

賃金改善実施期間：令和2年4月～令和3年3月まで

- ①介護職員のうち介護福祉士有資格者には月額12,000円の手当を支給
- ②介護職員のうち介護福祉士無資格者には月額6,000円の手当を支給
- ③その他職員（年収440万円以下）には月額3,000円の手当を支給
- ④介護福祉士の資格を有し、当法人勤務10年以上の介護職員には、年度末に経営状況に応じた一時金を支給（今年度6名）

※①～④いずれも非常勤職員については半額とする。

『経験・技能のある介護職員及び障害福祉人材の考え方』
介護福祉士資格を有している。

なお、稼働実績と連動して改善内容の変更がありえますので、ご了承ください。

職場環境等要件について

令和2年度処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ）の取得に関して、平成24年4月から現在までに実施した賃金改善以外の処遇改善の内容について次のとおり周知します。

1. 資質の向上

- ①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援（休暇等の優先取得、研修受講の勤務扱い）や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

2. 労働環境・処遇の改善

- ①新人介護職員の早期離職防止のためのエルダーメンター（新人指導担当者）制度等導入
- ②雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ③介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
- ④子育てと両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業者内保育施設（医療法人刀圭会ひなたぼっこ保育所）の整備
- ⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気持ちを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ⑥健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

3. その他

- ①障がい者を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮
- ②地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上
- ③非正規職員から正規職員への転換